

「第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）」

重要事項説明書

事業者

法人名 社会福祉法人 宗越福祉会
 法人所在地 竹原市吉名町宗越 7 9 3 番地
 電話番号 (0846) 25-1900
 FAX番号 (0846) 25-1005
 代表者氏名 理事長 西川 洋美

(1) 事業所の種類

第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）

(2) 事業所の名称

宗越通所介護事業所（事業所番号 3470700265）

(3) 職員体制

	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容	計
管 理 者	1 名 (他事業所と兼務)		業務の総括	1 名
生活相談員	2 名 (兼務 2 名)		相談及び助言	2 名
機能訓練指導員	1 名	1 名	機能訓練	2 名
看 護 職 員		2 名	健康チェック	2 名
介 護 職 員	3 名 (兼務 2 名)	3 名	介護サービス提供	6 名

(4) 事業所の設備等

(居宅サービス定員を含む)

定 員	25 名	事 務 室	15.84 m ²
食 堂 兼 機 能 訓 練 室	124.11 m ²	静 養 室	32.62 m ²
浴室、脱衣室、トイレ (一般浴槽・特殊浴槽)	113.55 m ²	相 談 室	6.75 m ²
		送 迎 車	5 台

(5) サービス内容

第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）計画に沿って以下のサービスを行っています。

(基本サービス)

1. 日常生活の援助

自立支援を目標とした支援を行っています。

2. 健康状態の確認

状態の把握、緊急対応できるよう配慮しています。

3. レクリエーション

本人の意向による趣味活動の援助をはじめ集団プログラムをメニューに取り入れています。

4. 送迎サービス

ご契約者の自宅又は、自宅近くまで送迎いたします。

5. 入浴サービス

ご契約者の状態に応じた入浴介助を行います。

6. 食事サービス

高齢者に適した食事を提供いたします。

7. 相談、援助サービス

ご契約者又はご家族からのご相談、ご質問等にお答えいたします。

(実施サービス)

運動器機能向上サービス

機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、運動機能実施計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施いたします。

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）計画に沿い事業所とご契約者で協議したうえで第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）計画に定めます。

アクティビティサービス

集団でのレクリエーション、創作活動等の機能訓練を行います。

(6) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時45分～午後4時

(7) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は竹原市及び東広島市安芸津町とします。

(8) 料金について

1. 利用料金（基本額）

区 分	1 か月あたりの利用料 (介護報酬額)	1 か月あたりの 自己負担額 (介護報酬額の 1 割)	1 か月あたりの 自己負担額 (介護報酬額の 2 割)	1 か月あたりの 自己負担額 (介護報酬額の 3 割)
要支援 1	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
要支援 2	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

サービス提供 体制強化加算(I)	利用料 (介護報酬)	自己負担額 (介護報酬額の 1 割)	自己負担額 (介護報酬額の 2 割)	自己負担額 (介護報酬額の 3 割)
要支援 1	880 円／月	88 円	176 円	264 円
要支援 2	1,760 円／月	176 円	352 円	528 円

介護職員処遇改善加算 I		ひと月毎の介護サービス利用総額に対して 9.2% (1 割)・14.8% (2 割)・27.6% (3 割) の額
同一建物内に対する 送迎減算 (ケアハウスの方)	区 分	減算額 (介護報酬基本額より)
	要支援 1	376 円 (1 割)・752 円 (2 割)・1,128 円 (3 割) ／月
	要支援 2	752 円 (1 割)・1,504 円 (2 割)・2,256 円 (3 割) ／月
科学的介護推進 体制加算	400 円／月	40 円 (1 割)・80 円 (2 割)・120 円 (3 割) ／月
送迎減算 (在宅の方)	47 円／片道	47 円 (1 割)・94 円 (2 割)・141 円 (3 割) ／月

☆利用料金（基本額）は、1 か月の定額制となります。

☆認定が事業対象者の方は要支援 1 の方と同じ料金体系となります。

- ① 昼食代（食材料費＋調理費相当＋おやつ代）として 720 円、おやつ代（ケアハウス利用者のみ）として 50 円をいただきます。
- ② 上記のほか、個別に係る費用について実費相当額（税込）を負担していただきます。
- ③ 通常の実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費として徴収させていただきます。
- ④ 当事業所において、要支援認定を受けていない場合などの利用料金においては、要支援認定後に一括請求させていただきます。
- ⑤ ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費が必要となります。

（９）利用料金等のお支払い方法

利用料金・昼食代等においては１カ月ごとに計算し、これをご契約者本人名義の指定口座より自動引き落としとさせていただきます。翌月２６日引き落とし（金融機関休日の場合は翌営業日）となります。

ただし、残高不足により引き落としが出来なかった場合は、翌月の７日までに当事業所の指定する金融機関の口座へお振込みいただくことになります。その際、振込手数料はご負担ください。

（１０）利用の中止、変更、追加

１．利用予定日の前に、ご契約者の都合により、第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

２．ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）計画に定めた実施回数、時間数を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行いません。

３．月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- 四 介護予防短期入所生活介護を利用した場合

４．月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

５．サービス利用申し出に対して、事業所の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

（１１）緊急時の対応

第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）従事者は、第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）を実施中に、ご契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告いたします。

(12) 事故発生時の対応

1. 第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）事業所は、ご契約者に対する第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご契約者の家族、ご契約者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）事業者は、前項の事故及び事故に際して採った処置についての記録をとります。
3. 第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）事業者は、ご契約者に対する第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(13) 非常災害対策について

第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）事業所は、消防計画等に基づき、年2回以上避難救出訓練を行います。

(14) その他の必要事項

（健康上の理由による中止）

1. 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
2. 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合等、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上対応いたします。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上対応します。また、必要に応じて速やかにかかりつけ医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。
4. サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。但し、定員予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。
5. 地震・台風等の天災等により送迎等が不可能な場合は、休業させていただくことがあります。
6. 個人情報の取り扱いについて当事業所の従業者は厚生労働省令ガイドライン等の趣旨と当法人が定めるサービスにかかる個人情報に関する諸規則を遵守します。

(15) 苦情の受付と解決方法について

1. 手順について

- ① 苦情の受付は、面接・電話・書面（意見箱設置）などにより随時受け付けます。
- ② 苦情等内容について苦情申出人の意向を確認致します。
- ③ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情等を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報

告を受けた旨を通知します。

- ④ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ⑤ 必要があれば第三者委員への報告・助言を求めます。
- ⑥ 苦情に対する再発防止策の策定を行います。
- ⑦ 苦情内容、話し合いの結果、改善・再発防止策等の記録を作成致します。

※ 当法人で解決できない苦情は、下記行政の受付に申し立てることができます。

2. 受付について

- ① 当事業所におけるご相談・要望・苦情は以下の専用窓口で受け付けています。

事業所	宗越通所介護事業所
電話番号	(0846) 25-1900
担 当	峠之内 照子
責 任 者	西川 浩
受 付	月曜日 ～ 土曜日
時 間	午前8時30分 ～ 午後5時30分

- ② 行政の受付

竹原市	竹原市役所市民福祉部地域支えあい推進課介護保険係
所在地	竹原市中央5丁目6番25号
電話番号	0846-22-7743
時 間	午前8時30分～午後5時15分

東広島市安芸津町	東広島市役所健康福祉部介護保険課
所在地	東広島市西条栄町8番29号
電話番号	082-420-0937
時 間	午前8時30分～午後5時15分

広島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）

所在地	広島市中区東白島19番49号
電話番号	082-554-0783
時 間	午前8時30分～午後5時15分

広島県社会福祉協議会（広島県福祉サービス運営適正化委員会）

所在地	広島市南区比治山本町12-2
電話番号	082-254-3419
時 間	午前9時00分～午後5時00分

(16) 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められた場合には、ご契約者の置かれた心身の状況等を勘案して減額することが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

(17) 身体拘束の制限について

サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、やむを得ず身体拘束を行う場合は、家族に説明し、同意を得て、その態様及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

(18) 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：デイサービス所長 西川 浩

虐待防止に関する窓口：生活相談員

- ① 成年後見制度の利用を支援します。
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 定期的に虐待防止のための委員会を開催します。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定します。
- ⑤ 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ⑥ 虐待防止のための指針を整備します。

(19) ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして職場内でのハラスメント対策を行う。利用者、家族又は身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

(20) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、事業所としての指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取り組みます。

感染予防の観点等から、利用者様又は家族の同意がある場合、必要に応じてオンラインツール等を活用して担当者会議を行います。

その際、個人情報の適切な取扱いには十分に留意いたします。

(21) 業務継続計画の策定等

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

(22) 認知症基礎研修の受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じます。

全ての従業員に研修を受講させるとともに、新たに採用した職員が医療・福祉関係の資格を有していない場合、採用後1年を経過するまでに研修を受講させます。

令和 年 月 日

第一号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供開始にあたり、ご契約者（代理人）に対して重要事項の説明を行ないました。

宗越通所介護事業所

説明者名 氏 名 印

上記内容の説明を受け、同意しました。

契約者氏名 _____ 印 _____

代理人氏名 印
(続柄)

立会人氏名 _____ 印 _____

事業者

宗越通所介護事業所 (事業所番号3470700265)

住所 広島県竹原市吉名町793番地

代表者名 所 長 西 川 浩